

令和 3 年度 第 1 回笛吹市行政改革推進委員会

日時：令和 3 年 7 月 27 日（火）
午後 7 時 00 分～8 時 30 分
会場：本館 3 階 301 会議室

次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介
- 4 職員紹介
- 5 会長及び職務代理の選出
- 6 会長あいさつ
- 7 諮問
- 8 市長あいさつ
- 9 議事
 - (1) 第 5 次笛吹市行財政改革大綱の策定について
 - ア これまでの取組について 資料 1
 - イ 第 5 次大綱の方向性について 資料 2
 - (2) 笛吹市公共施設等総合管理計画の改訂について 資料 3
- 10 その他
- 11 閉会

行財政改革大綱におけるこれまでの取組について

1 第1次笛吹市行財政改革大綱 《平成17年度から平成21年度》

- (1) 事務事業の統廃合
- (2) 組織機構を再編による効率的な組織への転換
- (3) 市政クイックアンサー制度の導入

2 笛吹市集中改革プラン 《平成17年度から平成21年度》

- (1) 財政効果が期待できる4項目について、重点的な取組を実施
 - ア 定員適正化計画の実施
 - イ 市税の収納率の向上
 - ウ 事務事業の再編整理
 - (ア) 予算の部局枠配分を実施(H18～)
 - (イ) 事務事業評価及び施策評価を導入(H20～)
 - エ 指定管理者制度の導入による公共施設の運営の見直し

3 第2次笛吹市行財政改革大綱 《平成22年度から平成25年度》

- 予算の施策別枠配分を実施(H22～)
 - (施策ごとにマネジメントシートを作成し、検証結果に基づいて重点的に行う施策を決定)

4 第3次笛吹市行財政改革大綱 《平成26年度から平成29年度》

- (1) 大学や市民と協働で「市民協働ハンドブック」を制作し、配布
- (2) ボランティアなど市民活動団体の活動拠点強化のため、ボランティアセンターを開設
- (3) 上下水道料金に関する窓口業務の民間委託
- (4) インターネットを利用した市税のクレジットカード納付環境の整備
- (5) 庁舎内へマルチコピー機を設置
- (6) 公共施設等総合管理計画の策定

5 第4次笛吹市行財政改革大綱 《平成30年度から令和3年度》

- (1) 戸籍住民課の窓口番号発券機を設置
- (2) おくやみコーナーの設置
- (3) ふるさと納税担当の設置
- (4) 統合型GISの導入
- (5) AI-OCR/RPAの導入
- (6) 内部情報系システムの導入
- (7) 事務事業評価の抜本的な見直し
- (8) 公共施設等の個別施設計画及び長寿命化計画の策定
- (9) 公共施設マネジメントシステムの導入

第 5 次大綱の方向性について

1 時代の変化を捉え、チャレンジする

多様化する行政ニーズ、少子高齢化など時代の変化を的確に捉え、これまでの事業や仕事のやり方や考え方を変えていく。(事業開始時の背景や行政サービスが現状に適したものであるかを常に確認する。)

取組

- (1) 事務事業評価
- (2) 事務事業の見直し・廃止

2 資源の最適化

様々な行政課題に対応するため、財源、人材、施設などの限られた資源を効果的・効率的に運用する。

取組

- (1) 業務プロセス・業務執行体制の見直し
- (2) 組織の見直し・人員配置の最適化
- (3) 公共施設等総合管理計画・個別施設計画に基づく施設の最適化

3 新たな技術の活用

デジタル技術等新たな技術を活用し、組織や社会、市民の生活をより良いものに変革していく取組、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。

取組

- (1) 情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 行政手続のオンライン化
- (4) AI・RPA の推進
- (5) テレワークの推進
- (6) 地域社会のデジタル化(中小企業・小規模事業者のデジタル化支援、IT 人材の育成など)

4 公民連携の推進

企業や市民団体等民間活力を積極的に活用し、公共サービスを効果的・効率的に行う。

取組

- (1) アウトソーシングの推進(施設の包括管理委託など)
- (2) PPP/PFI の推進(指定管理者制度、リースなど)

5 財政健全化

安定した財政基盤の確立を目指す。

取組

- (1) 市税徴収率の向上
- (2) ふるさと納税寄附額の増額
- (3) 未利用地の売却・貸付

第5次笛吹市行財政改革大綱の策定に関するスケジュール

令和3年度

[illegible]

公共施設等総合管理計画の改訂について

地方公共団体において、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、平成 26 年 4 月に総務省が全国の地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行った。

これを受け、本市でも全ての公共施設等を対象に、長期的な視点に立ち、総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、平成 29 年 2 月に「笛吹市公共施設等総合管理計画」を策定した。

さらに、総合管理計画を効率的に推進するため、実効性のある「個別施設計画」を令和 2 年度末までに策定するよう総務省から要請されたことから、具体性を持った「個別施設計画」を令和 3 年 3 月に策定した。

これらの取組を踏まえ、総務省は、策定した個別施設計画の内容を反映するため、令和 3 年度までに、必要事項を追加し、総合管理計画を改訂するよう要請している。

なお、本市の公共施設等総合管理計画では、策定から 10 年を単位に見直すこととなっており、令和 7 年度中に改訂を行う予定となっているが、今回の改訂については、総合管理計画に次の内容を追加で記載するよう総務省から要請されているものであり、計画全体を見直し、内容を変更するものではないことから、追補版で対応する。

1 改訂で追加すべき内容

(1) 基本的事項

- ア 過去に行った対策の実績
- イ 施設保有量の推移
- ウ 有形固定資産減価償却率の推移

(2) 維持管理・更新等に係る経費

- ア 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- イ 対策の効果額

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ア ユニバーサルデザイン化の方針

(4) 地方公会計（固定資産台帳）活用の方針

公共施設等総合管理計画の改訂に関するスケジュール

令和3年度

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行政改革推進本部会議(第1回) 【改訂の内容及び方法】												
行政改革推進委員会(第1回) 【改訂の内容及び方法】												
改訂案の作成												
行政改革推進本部会議(第2回) 【改訂案の協議】												
行政改革推進委員会(第2回) 【改訂案の協議】												
改訂案の修正作業												
行政改革推進本部会議(第3回) 【パブリックコメント案の説明】												
行政改革推進委員会(第3回) 【パブリックコメント案の説明】												
改訂案の修正作業												
議員全員協議会への説明												
パブリックコメントの実施												
行政改革推進本部会議(第4回) 【最終確認】												
行政改革推進委員会(第4回) 【最終確認】												
改訂												